感染症に罹患した場合に御提出いただく証明書の分類

調布市立学校及び調布市内保育園・幼稚園（一部を除く）では，感染症に罹患した場合，感染拡大を防ぐため，医師の確認が得られた後に再登校・再登園をしていただくようお願いしています。感染症によって，御提出いただく証明書が異なりますので，下記フローにより御確認ください。

医療機関を受診

【A】

・インフルエンザ　・新型コロナウイルス感染症

診断に基づく自宅待機期間，自宅で療養

順調に回復した

順調に回復せず，何らかの症状がある

医療機関へ受診

【B】

・百日咳
・麻しん（はしか）
・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
・風しん（三日ばしか）
・水痘（みずぼうそう）
・咽頭結膜熱（プール熱）
・結核
・髄膜炎菌性髄膜炎
・腸管出血性大腸菌感染症
・コレラ
・細菌性赤痢
・腸チフス
・パラチフス
・流行性角結膜炎（はやり目）
・急性出血性結膜炎

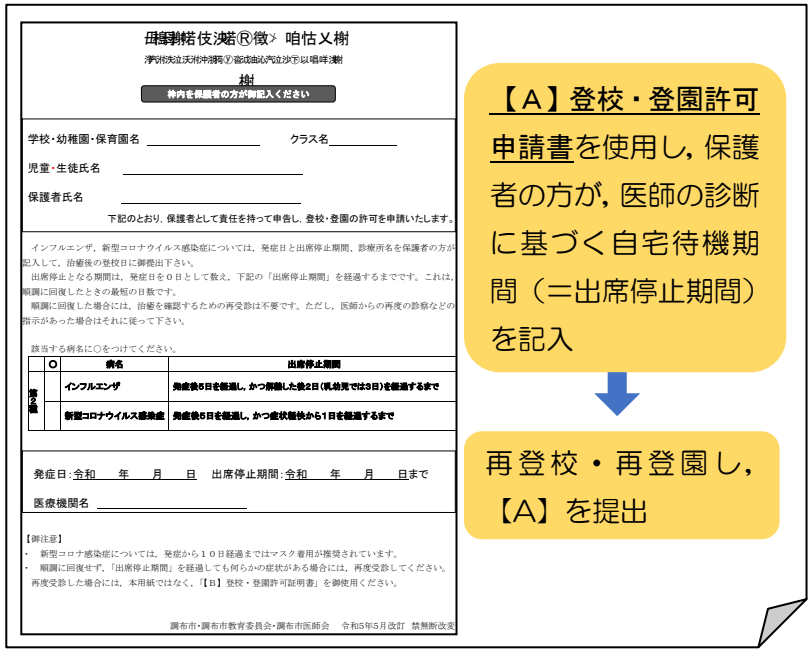

学校・幼稚園・保育園名 _____ クラス名_____

児童・生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

下記のとおり，保護者として責任を持って申告し，登校・登園の許可を申請いたします。

インフルエンザ，新型コロナウイルス感染症については，発症日と出席停止期間，診療所名を保護者の方が記入して，治癒後の登校日に御提出下さい。

出席停止となる期間は，発症日を０日として数え，下記の「出席停止期間」を経過するまでです。これは，順調に回復したときの最短の日数です。

順調に回復した場合には，治癒を確認するための再受診は不要です。ただし，医師からの再度の診察などの指示があった場合はそれに従って下さい。

該当する病名に○をつけてください。

	○	病名	出席停止期間
第2種		インフルエンザ	発症後５日を経過し，かつ解熱した後２日（乳幼児では３日）を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症後５日を経過し，かつ症状軽快から１日を経過するまで

発症日：令和　年　月　日　出席停止期間：令和　年　月　日まで

医療機関名 _____

【御注意】

・ 新型コロナ感染症については，発症から１０日経過まではマスク着用が推奨されています。
・ 順調に回復せず，「出席停止期間」を経過しても何らかの症状がある場合には，再度受診してください。
再度受診した場合には，本用紙ではなく，「【B】登校・登園許可証明書」を御使用ください。

調布市・調布市教育委員会・調布市医師会　令和5年5月改訂　禁無断改変

【A】登校・登園許可申請書を使用し，保護者の方が，医師の診断に基づく自宅待機期間（＝出席停止期間）を記入

再登校・再登園し，【A】を提出

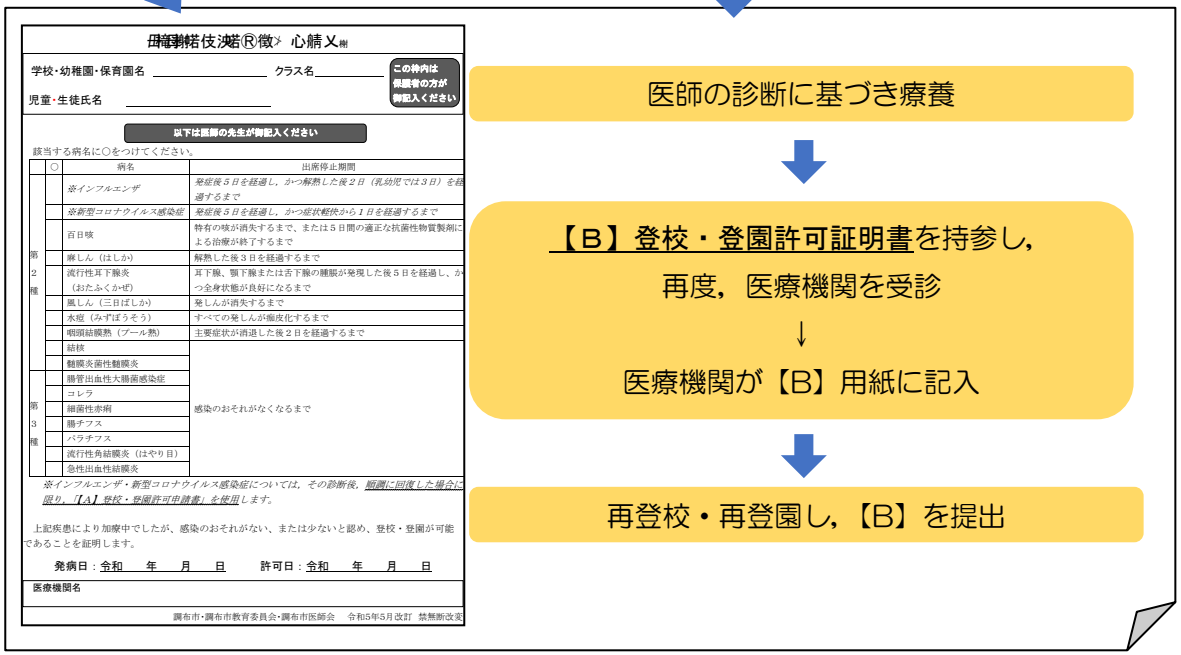

学校・幼稚園・保育園名 _____ クラス名_____

この枠内は保護者の方が御記入ください

児童・生徒氏名 _____

以下は医師の先生が御記入ください

該当する病名に○をつけてください。

	○	病名	出席停止期間
第2種		※インフルエンザ	発症後５日を経過し，かつ解熱した後２日（乳幼児では３日）を経過するまで
		※新型コロナウイルス感染症	発症後５日を経過し，かつ症状軽快から１日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで，または５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
第3種		結核	感染のおそれがなくなるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		コレラ	
		細菌性赤痢	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎（はやり目）	
		急性出血性結膜炎	

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については，その診断後，順調に回復した場合は限り，『【A】登校・登園許可申請書』を使用します。

上記疾患により加療中でしたが，感染のおそれがない，または少ないと認め，登校・登園が可能であることを証明します。

発病日：令和　年　月　日　　許可日：令和　年　月　日

医療機関名

調布市・調布市教育委員会・調布市医師会　令和5年5月改訂　禁無断改変

医師の診断に基づき療養

【B】登校・登園許可証明書を持参し，再度，医療機関を受診

↓

医療機関が【B】用紙に記入

再登校・再登園し，【B】を提出